

令和2年第2回

長与町議会臨時会会議録

令和2年10月26日開会

令和2年10月26日閉会

長与町議会

令和2年第2回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和2年10月26日

本日の会議 令和2年10月26日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	査山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
総務部長 中嶋敏純君	企画財政部長 森川寛子君
建設産業部長 日名子達也君	住民福祉部長 栗山浩二君
健康保険部長 志田純子君	総務課長 荒木秀一君
財政課長 木須紀彦君	土木管理課長 山崎昇君
産業振興課長 川内佳代子君	住民環境課長 中尾盛雄君
福祉課長 山口聡一朗君	こども政策課長 村田ゆかり君
教育長 勝本真二君	

会議録署名議員

2番 松林敏議員 3番 西田健議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 12時14分

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のため、場内でのマスク着用をお願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年第2回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、2番松林敏議員、3番西田健議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

日程第3、議案第82号令和2年度長与町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。ただいま議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは議案第82号令和2年度長与町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億99万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を191億4,655万9,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページ以降の第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の18款繰越金は、財源調整として予算未計上分の一部を計上いたしております。20款町債では、9月の台風に伴う災害復旧事業充当起債を計上いたしております。

3ページの歳出について御説明をいたします。2款総務費では、マイナンバーカードオンライン申請補助端末購入費を計上いたしております。これは窓口でのマイナンバーカードの申請に係る所要時間を短縮することにより感染リスクの軽減を目的としたものでございます。3款民生費では、フードバンク活動支援事業補助金及び感染症対策の絵本製作に係る事業費を計上いたしております。フードバンク活動支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している世帯に対し、生活再建の後押しのために食料品の支給を行うことで、セーフティーネットの機能を果たすことを目的としており、社会福祉協議会への補助金事業として実施をするものでございます。また、感染症対策の絵本製作事業は、長与町のイメージキャラクターミクンを用いて乳幼児向けの感染症対策に関する絵本を製作するものでございまして、感染症に対する知識の習得と親子のコミュニケーションの場を提供すると同時に、ミクンを用いることにより郷土愛を育むことを目的とした事業でございます。4款衛生費では、乳幼児に係るインフルエンザの予防接種を無償化するための経費、幼児向けの感染症対策出前講座に係る経費等を計上いたしております。7款商工費では、キャッシュレスポイント還元事業

費及び店舗リフォーム助成金を計上しております。キャッシュレスポイント還元事業は、キャッシュレスでの支払いの際に付与されるポイントにつきまして、町内店舗を御利用いただいたときにプレミアム分を上乗せすることにより、町内の商工業の活性化を図る事業でございます。コロナ禍により落ち込みが予想される町内商工業者に対しまして、切れ目のない継続的な支援を目的とするものでございます。また店舗リフォーム助成金は、今年度に限り通常の助成率を20%から50%へと引き上げて実施しているところでございますが、町内事業活性化の観点から事業費を拡充するものでございます。なお、町内の飲食店等事業者の方へ1店舗につき20万円を支給する継続支援金の事業費が確定いたしましたことから、実績に基づき当該事業費を減額補正いたしております。8款土木費は、町営住宅補修経費を計上いたしております。これは9月の台風の際、岡郷にございます町営住宅の屋根が損傷したものを補修するものでございます。11款災害復旧費では、都市計画施設災害復旧費を計上いたしております。これは、同じく9月の台風の際に吉無田郷にございます丘の上公園の防球フェンスが被災いたしましたので、これを復旧するものでございます。4ページの第2表地方債補正では、公共土木施設災害復旧事業に係る限度額の変更をお願いいたしております。これは丘の上公園の防球フェンスに係る地方債の増額によるものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照の上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第82号につきまして質問をさせていただきます。全て歳出についてなんですが、まず、3款1項1目社会福祉総務費、フードバンク活動支援事業補助金についてですが、先程の提案理由で社会福祉協議会の事業ということで、食糧品を配布するのだと思いますが、対象者の数と何をもって対象者とするのかということと、一人もしくは一世帯でしょうか。一人当たり幾ら分の食糧を想定したものなのか。もう1点、同じところですが、金額からいくと本来町が食糧品を購入して渡すというような形であれば当然入札等になると思うんですが、今回は補助してということなので、当然、購入先は社協が決めるものかと思うんですが、そういった場合にその購入先が公平、公正に選ばれているかというようなところの透明性の担保などはあるのか。例えば、事後にでもどういう経緯で選んだ、どこからどう購入したかっていうのは確認されるのかということをお伺いします。次に3款2項1目児童福祉総務費、印刷製本費で、こちらも感染予防絵本の作製と聞きましたが、現在コロナの影響によって生活や事業継続が困難となるほど困窮している住民もいる中、この500万円という金額を使って絵本を作って配布するとい

うのが必要なのかどうかということですね。ちょっと伺ったところによると、内容について印刷製本という作業は当然印刷会社と思いますが、中身については委託ではなく所管課で作るということ、昨年度決算において児童福祉総務費、時間外勤務手当が420万円ある中、皆様お忙しい中に、さらにコロナによって多忙を極めていると思われる中で、この絵本を作るという時間的なものや、そういう余裕、また必要性があるのか。御説明をいただきたいと思います。そして7款1項1目12節委託料、キャッシュレスポイント還元事業委託料ですが、これは町内の事業者でキャッシュレスでお買い物したら、買った人に付くポイントが長与町の事業者で買えば少し上乘せされるということだと思うんですが、キャッシュレスと言うといろいろあるわけですが、クレジットカードのようなものなのか。スマホ決済のようなものなのか。対象になるキャッシュレス事業者っていうのは1社なのか。それとも様々な方法でキャッシュレス購入すれば対象になるのかという点。もし仮にスマホ決済のどこか1社に選定するというのであれば、そのスマホ決済に対応してない事業者には何のメリットもないのではないかなと思うんですが。あとはもしスマホ決済ということであれば、ほとんど利用する方が少ない高齢者にとってはあまりメリットがないのかなと思うので、ちょっとこの辺りの御説明をお願いします。最後に全体についてなんですけれども、9月議会で審議可決された一般会計補正予算では、国の新型コロナ対応臨時交付金約5億円を当て込んで、対象となる電子図書館の導入や町民文化ホール改修などが計上されていましたが、この臨時交付金は第2次分までもう9月末で締め切られていると思うんですが、今回の補正の中のフードバンク事業や絵本作製、商工費キャッシュレスポイント還元等、コロナ対応臨時交付金ができるように9月の末までに国に対して提案等がしてあるものなのか。それともこういう交付金を財源にする事は見込んでないものなのかっていうのを伺います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

初めにフードバンク活動支援事業補助金につきましてお答えいたします。対象につきましては、新型コロナウイルスの影響により生活に困窮している世帯というふうに考えております。まずは今現在実績といたしまして、緊急小口資金の方の貸し付けを受けてる方が145名いらっしゃいます。次に総合支援資金の貸し付けを受けてる方が76名いらっしゃいます。次に住宅確保給付金の給付を受けてる方が9月末現在で18人いらっしゃいます。まずはこの方たちを対象に実施の方をしていきたいというふうに考えております。実際に利用される方の人数というのは御案内をしたあとになりますので、実際にどれくらい利用されるかということについては、まだ今現在では分かりません。幾ら分かつという話だったと思いますけれども、今、想定をしているのが5日分の食糧を3回に分けてお渡しをしようというふうに考えております。その間一定お会いすることになると思いますので、経過等を確認させていただきながら次の支援の方に繋いでいきます。

いというふうに考えております。続きまして購入先ですけれども、基本的にはフードバンク事業というのは、寄付によって成立するものであるというふうに考えております。しかしながら、寄付を募るためには一定の時間と信頼関係を築いていく必要がございますので、新型コロナに関する影響により、そういった方たちを支援をしていくためには、食料について一定購入する必要もあるというふうに考えております。購入先につきましては、今の段階では選定をしておりますが、公平に選定していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

絵本製作の必要性についてという御質問でございます。私たち子育て支援をする中で子どもたちへの直接支援が何かできないだろうかということ課内会議で話し合いをした中で、絵本の製作というところが1つ行き着いたところ。大きな目的が3つございまして、まずは乳幼児期の健康教育をやるということ。2つ目に子どもたちの心、情緒の安定を図るということ。もう1点が家族の絆や郷土愛を育む。この3つを軸に絵本の製作について検討をしているところです。まずは健康教育につきましても、乳幼児期からの生活習慣というのは身につけていくわけですから、基本的な清潔を保つこと。特に手洗いなど感染症対策について、まずは楽しく身につけていただきたいということ。心、情緒の安定を図るという点につきましても、今、非日常的な現状におきまして大人たちも非常に不安だったりとか、イライラを持っていることが子どもたちに伝わっているのではないかとこのように捉えております。読み聞かせというのは絵本を読むことが目的ではなくて、大好きな人と楽しい時間を共に分かち合うということが目的でして、そういったところで子どもたちの心の安定、情緒を図っていきたく思っております。また、0、1、2才と3、4、5才で絵本を2種類に分けて製作をするようにしてありますが、3歳以上の子どもたちの絵本にはストーリー性を持たせる予定でございまして、家族の絆というところも一つはテーマに作製をしていく予定としているところです。時間外勤務が多くてどうなのかというところですが、課内みんな話し合いをしまして、まずは絵本を作るというところが大きく話があったんですけども、まずは委託でという検討をしていたんですけども、職員の中でこういった絵本はどうだろうか、かなり先に進んだ提案をしてきていただいている職員もおりまして、ストーリーも幾つか良いものができてきておりますので、これだったら自分達でも製作ができるんじゃないだろうかということで今検討をしているところです。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

7款商工費のキャッシュレスポイント還元事業についてお答えをさせていただきます。

御質問3点だったかと思います。まずキャッシュレスの種類についてでございますが、今回キャッシュレスの種類につきましては、議員御承知のとおりいろいろな種類がございます中、スマートフォン等を利用しましたQRコードやバーコードを利用したコード決済につきまして、ポイントの付与というのを考えております。スマホ決済だった場合にスマホ決済を導入してない事業者についてでございます。事業者につきましては、決済会社、コード決済業者と言うんですけども、このコード決済業者が決定しましたあと、事業者の方に説明会等を開きまして周知を行ってまいりたいと思います。また店舗のメリットといたしましては、このキャッシュレスを利用していただくことによりましてポイントが付きますので、個店、中小企業の商店の方の今後の消費喚起に繋がるのではないかなということを考えて導入を検討しております。あとキャッシュレスの支払いがちょっと難しいという高齢者の方につきましてでございますが、高齢者でなくてもキャッシュレスがちょっと分かりづらいついていう方はかなりいらっしゃるかと思います。ただ、コロナウイルス感染症拡大に伴いまして新しい生活様式に対応したキャッシュレスによる支払いというのが全国的に主流になっております。これを機会に説明会などを開催してキャッシュレスにチャレンジをしていただくような場を設けまして、皆さんに使っていただきまして、長与町の商店の消費喚起を図らせていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

財源についての御質問にお答えいたします。今回歳入の方で計上をさせていただいておりますとおり、今回はコロナ関連対策等につきましては繰越金、いわゆる一般財源という形での計上させていただいております。ただし、今回上げさせていただいている対策事業については、いずれも臨時交付金の対象というふうな形では想定してございます。議員がおっしゃるとおり、2次申請ということで9月末までに報告させていただいておりますけれども、もう一度3次申請というふうなものが予定されているようでございます。その辺りについても再度計画の方で組み直すことも可能であろうということをお断しておりますので、こういう形で計上をさせていただいているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今、伺った内容で2点ほどさらに伺いたいんですが、先程のフードバンク事業について、その購入先というのは公平になるようにというふうなお答えだったと思うんですが、補助金の支給先が購入する業者や選定等に、町の方が公平になるように考えられているということですが、具体的にどういふふうに公平性を担保するのかについて伺います。あと、こども政策課の絵本製作についてなんですが、この場合、印刷業者というのはどのように選定されるのかということを確認したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

今回の事業につきましては実施主体が社会福祉協議会になりますので、こちらの方から特段指定の方は行いません。しかしながら社協が実施をしていく中で、恐らく寄付を受け取った業者だったりとか、そういったところもあろうかと思っておりますので、その辺もあちらの方で公平に判断していただけるものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

絵本の製作ですけれども、内容によっては「ミックン」だけではなくて、ストーリーに応じてまだ今検討しているところではございますけれども、印刷製本の業者につきましては、まだこれから選定という形になってこようかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

10、11ページの先程から出てる3款民生費の児童福祉費、絵本の中で冊数とかが出てくるんじゃないかと思うんですが、そういう点の数量と、そしていろんな必要性があるから作るんだということだったんですけれども、その人たちにどういう形で、無料で配布するのか。あるいはどこかで置いて見に来てくれて言うのか。そのあとの取り組み姿勢と言いますか、住民の方々、必要性を感じてる方々にどうやってそれをお渡しするのか。そここのところの次の進み具合をお知らせ願えばと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

絵本は2種類製作をする予定としておりまして、まずは0歳、1歳、2歳児用の絵本を1,200冊、3歳以上の幼児用の分を1,700冊、それから読み聞かせ用としまして、大型絵本を町内の幼稚園、保育園とか、図書館とか、そういった所に配布する分を22冊予定しております。そしてどういった形で配布をするのかということですが、町内の保育園、幼稚園に行かれているところは、保育園、幼稚園を通して1回、その大型絵本で読み聞かせもしていただきながらお持ち帰りをしていただく。それから保育園、幼稚園に通っていらっやらないところは郵送でと思ってるんですけれども、特に第一子の0歳児につきましては、子育て支援センターに来ていただいて、そこで読み聞かせも聞いていただいてお持ち帰りをしていただくと。支援センターの方に一子目の子どもは特に来ていただきたいという思いもございますので、支援センターへの招待状という形

でお渡しをするように計画をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

それでは私も質問をさせていただきたいんですけども、まず始める前に結構大型の新規事業ということで8,000万円。それと大きく言えば300万円が大きな2つかなと思ってるんですけども、従来は新規事業を始める前に全員協議会等で必ずある程度の説明を受けてきたわけですよね。それが今回は全くない状態でポンっと議案で上程されていると。私ちょっとこれ、すごく不親切な提案の仕方だなと思っております。まずその件についてお伺いしたいのが1つ。こういう状態ですので質問の数も多くなりますが御了承ください。3款2項児童福祉費、先程から出ている印刷製本費について、再度確認ですけども、あくまでもこれは印刷製本費のみの支出、既定予算の中でほかに支出されるものがあるのかどうか。そこを確認したいと思います。それと7款1項のキャッシュレスポイント還元事業委託料。私キャッシュレスとか、クレジット決済とか、そういったのは従来から推進してきた立場ですので事業自体は私は推進をしております。ですが細かく聞きたいと思えます。まず8,000万円、この積算内訳をお示してください。そして、これをどこの業者へ委託をしようとしているのか。あるいはこの8,000万円がどこのどういった見積もりで試算を行われているのか。複数業者取られているのか。私が調べたところによりますと、全国でこういったキャッシュレス決済を行っているところが33市町。11月1日から予定されているのが全国で25市町ありますが、ほぼ全ての市町村がある1業者に偏っていると思っております。ですので、もうその業者ありきで進んでいるんじゃないかなと、私はそこを懸念しております。その件をお伺いします。またプレミア率、それとこのプレミアを与える期間、1回当たりの還元上限額、期間当たりの還元上限額は設定をされるのか。また、それぞれ設定されるならば幾らなのか。次に、当然そういった事業を行うということですので、担当課としては町内のキャッシュレス普及状況というのも調査を行っていると思えますが、町内のキャッシュレスを導入している事業者数。あと全業種が対象になるのか。ですので今回、対象業種の範囲とその数をどの程度想定されているのか。次に町内のこういったペイの所持状況、町民が果たしてどのくらいの方が現在利用されているのか。当然導入をされようとしてますので、そういった状況も把握しての提案だと思えますので、町内のキャッシュレスペイの所持率や町民の利用状況。また、先程同僚議員からもありましたが高齢者への配慮、あるいは高齢者の利用状況。そういったのはどのように担当課として把握しているのか。また、現在、商品券を発売して第2次発売を行っている状況だと思えます。この状況下で新しい事業を立ち上げる意味。先程申しました高齢者がなかなか利用できない状況の中で、今までの商品券をしている状況の中で、これを立ち上げようとしてい

る意味。それと委託先ですね。これは1業者に限定して行うものなのか。あるいは複数業者、業者名も今後出てくると思いますが、大きい事業者 PayPay です。ソフトバンクグループの。それ以外の業者にも同じようなシステムを導入している、あるいはそういったことができるような業者があると思います。ですので委託は1業者だけで行うのか。あるいは複数業者行う予定なのか。それとこの事業自体、補正予算で上がってきてますので緊急性があるのだと思います。いつから始めようとしているのか。またいつまで行おうとしているのか。あとこの問題点としては、商品券と違うところは、与えるそのプレミアムポイントっていうのは、必ず町内で消費されるとは限らないと思うんですよ。後日ポイントを与えられて、そのポイントっていうのは、そのペイが使える所ならどこでも使える。町内限定のポイントっていうことはあり得ないと思うんですよ。ですので、その点について経済効果。当然ないとは申しませんが、商品券のときとは違うと私は認識しておりますが、その点について担当課内ではどのような協議が行われたのか。とりあえずたくさんありましたけども、よろしくをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

新規事業を始める前に全協で説明がないのはということでの御質問でございました。今回が通常の定例会と異なって臨時会の方で早急に議決をいただきたいという趣旨もあり、またコロナ関連経費ということで一括して計上させていただいております。そういった中で確かに丁寧さに欠いたとおっしゃるのであればそうかもしれませんけど、今臨時会で議案を十分に審議いただきたいという思いには変わりありませんので、そういった趣旨で臨時会において審議いただければということで考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

3款2項1目の事業費は全て印刷製本費かということですが、そのとおりでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

7款のキャッシュレスポイント還元事業委託料について、御質問にお答えしたいと思います。まず8,000万円の内訳につきましては、現在行っております商品券の方の経済効果をまず5億1,000万円というふうに見込んで始めたところでございますが、これの2分の1になります2億5,000万円の経済効果を目標といたしまして、これだけの消費喚起を行うっていうことで、議員がおっしゃられたとおり、いろいろな自治体の方がキャッシュレスの方を進められている所がございますので、そちらの方の還元

率などを加味しまして試算を行い8,000万円というふうに求めております。この8,000万円の中には周知をさせていただくためのポスター、のぼり、販促費用も含めたところでの8,000万円の見積もりをさせていただいております。どこの事業者の見積もりかということでございますが、予算を積算をするに当たりまして今3社の見積もりを取らせていただいているところでございますが、この中でどこが長与町にとって一番良い所なのか。どこのコード決済業者の方が町内の商店の方により多く入っているかというのを見まして、どこの業者にこの委託の方をお願いをさせていただくかというのは、今後決めさせていただきたいと思っております。あと還元の上限額とプレミアム率等につきましても今後のことにはなってくるかと思いますが、全国的先駆けてやられてる自治体の還元率を見ますと、大体20%から30%の還元率が多いございますので、そちらの方で予算の方と都合がつくようであれば、より多くの方にインパクトのあるキャッシュレスということを推進をさせていただければと思っておりますので、そちらの方も考えながら業者の選択を行っていきたいと思っております。あと長与町にある全事業者数、一番多い業者の方になりますと300店舗ぐらい御利用されてるということでございます。少ない所もございますが、今後そちらの方に決まりましたのち、また周知の方を行いまして、より多くの事業者の方にコード決済を導入していただけるよう周知を行っていきたいと思っております。あと、町民の所持率につきましてはこちらの方で把握はしてはおりませんが、全国のコード決済を利用されてる方っていうのが人口の大体20%くらいということでございます。その中でやっぱり20代から40代が多いようございます。議員がおっしゃられますとおり、高齢者の皆様につきましては、なかなか取つきにくいところがあるかと思いますが、こちらにつきましても先程も申し上げましたとおり周知の方を差し上げまして、スマホをお持ちの方はかなり多くなっているというのが現状でございますので、スマホを安全に御利用いただくということを周知をさせていただければと思っております。あと期間につきましては、現在行っております商品券の方が今回1月18日で終わるようになっております。年内で1月、2月というのが一番消費が落ち込む時期になっておりまして、この時期に商品券の発行が終わると長与町内の消費の落ち込みも厳しくなると思っておりますので、消費が落ち込むにしろ緩やかな形で年越しができればと思っておりますので、期間といたしましては、来年の1月、2月、2か月間を期間と考えております。あと、委託先は1業者に行うのかっていうような御質問でございますが、こちらについては現在1業者というふうと考えてはおります。ただ先程から申し上げてますとおり、見積もり等の中では、はっきりとした加盟店の数字というのは出てまいりませんので、今後、再度見積もりをとる際に、そちらの方も加味しながら業者の方を決定させていただければと思っております。あと商品券をしている中での、今なぜキャッシュレスなのかっていうようなことでございますが、コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして商品券の方を発行させていただきました。紙ベースでのお支払いに「ちょっとコロナが」っていうようなことで、商品券を買

われないということも聞いております。また、コロナ禍の中、キャッシュレスというのが国の方でも推進をされておりますところから、長与町の方でもキャッシュレスでの消費喚起、商店の方の活性化をさせていただければと思っております。ポイントにつきましては長与町内の商店でのポイントが付きます。付いたポイントにつきましては、どちらで使われても構わないというようなポイント付与にはなりますが、使われた商店等で再度お店の方に来ていただいて、付与されたポイントを長与町の方で使っていただくような仕組み。もちろん事業者の方にもこういうことをしますよってということは、今後周知をさせていただくこととなりますので、長与町の方に町民、町外の方、あとは学生の方、キャッシュレスとかは使われてらっしゃいますので若い方の足が向くような、そういうふうなことに繋げていけるようにと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

再度質問します。まず8,000万円の内訳についてですが、これで2.5億円の経済効果を狙っているということでしたが、当然8,000万円全てがポイントで還元されるわけではなく、業者の取り分というのがあると思います。のぼり等を作るとおっしゃってましたけれども、あくまでもそれは業者が作製するので業者の取り分になると思うんですね。ですので、実際この中でポイント還元される金額というのは8,000万円のうち幾らがポイント還元、町民に還元されるものなのかというのを少し明確にお答えいただけたらと思います。それと対象業者ですけれども今後町内の業者、現在使っている業者。あるいは今後広めていきたいという話があったんですけども、私も幾つかペイを使いますけれども、それぞれのコンビニとか、特に多いのはチェーン店関係、もう既に大型のポイント還元事業を行ってますよね。それはあくまでもそれぞれの事業者が負担をして、ポイント還元事業者、あるいは商店の方が負担をしてポイント還元を行う。これは何ら問題ないと思うんですけども、公金を使ってポイント還元事業を行うということで、これが使える範囲が全国で20%の利用率。その20%の人達しか恩恵を受けられないような事業を果たして進めるべきかどうか。私少しここ疑問に思います。利用者を伸ばそうと、いろいろしていきたいと言うんですけども、結局決済事業者の手先となって町民に対してアプリの導入を進めるのか。それを果たして行政が推進すべきことなのか。たくさん業者があって、それを町民に選択をしてもらうというのは可能なんですね、いいと思うんですね。ただ、長与町が導入しようとしている業者はここですよ。このアプリを入れないといけませんよ。そのアプリを導入して、その中に金額を入れるにはクレジットカードの契約等も必要な部分があってくるんじゃないかなと思います。そういったことまである1業者のために、町がこの事業をするためにする必要あるのかどうか。私は、そこはちょっと疑問なんですよ。ですので、1つの業者なのか、複数の業者なのかというのを先程から質問してるんですけども、この点

について再度お聞きしたいと思います。1月から2月の消費が落ち込む時期にという説明だったんですが、もう1回商品券じゃ駄目なんですか。ペイの業者というのは町内業者ではありませんので、このお金、あとから出てくる委託料のうちポイント還元に使われる以外については町内には落ちるわけじゃないんですよね。商品券にすれば少なくとも印刷関係とか、いろんな事務費とかは町内には落ちると思うんですよ。当然ポイント相当のプレミアム分も全て町内に落ちる。商工会はポイント商品券事業について、今後縮小していきたいというふうな商工会長の文章も見たことあるんですけども、もう1回商品券で行った方が私は町内のためになるんじゃないかなと。当然キャッシュレス決済云々というのはあります。国が推進しているというのは、私はそれを否定しませんし、私はそれを推進するべきだと思うんですけども、それならば、まずは庁舎内のキャッシュレスを推進の方が先じゃないでしょうか。窓口で現金受け渡ししてますよね、現在。それを先にすべきじゃないでしょうか。もう1つ問題点は、現在大手は決済手数料ゼロ円にしています。2021年からですかね、ちょっと詳しい月は忘れましたが、そこからは手数料を取ろうとしているんですね。いわゆる今ペイの業者というのは覇権争い、シェア争いで必死なんです。最終的にどこが生き残るか。生き残った所が総取りっていうシステムになってくるんじゃないかなと経済の新聞とかでも書いてました。そこに行政が加担するというのがどうも納得いかないんですよね。民間業者が民間業者の事業の範囲内で行えばいいんですが、公金を活用してそれを推進するっていうのが、いささか疑問に思います。そこは内部では検討が行われなかったのか。おかしいなって。先程申し上げた2,000幾つある中での100ぐらいの市町村は行ってるんですけども、沖縄市ではこの事業を始める前にキャッシュレス決済関係の包括的な契約を行ってるんですね。技術とかいろんな面からその業者がサポートをしてくれる。その上でそのペイを導入しましょうっていう経緯になったようなんですけども、そういった流れではなくて、今回はあくまでもこの事業だけを委託しようとしていますよね。その点についてお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

公金よってのアプリの導入、また事業者が1か所になるのであれば、そのコード決済会社だけの導入になるのではないかなというような御質問だったかと思いますが、あと商品券では駄目だったのかっていうようなこととございます。まず商品券じゃ駄目だったのかっていうようなこととございまして、所管といたしましては、再度、商品券の方も考えました。1月、2月ですね。今回12月18日ということもございまして、まず商品券の方を先に発行させていただいたあと、御存じのとおり追加販売っていうことで今させていただいてるところとございまして、商品券をお求めになられる方が地区によってばらばらであるということもございまして、あと議員がおっしゃるとおり、商

品券であれば印刷からポイントまで全部町内の方に落ちるということではございますが、そちらの方もいろいろ考えさせていただいて、今度商品券を買わないけれどもポイントなら長与町の方で消費をしてみようかなっていうふうな、そういう若い世代の方をポイントといたしまして、今回対象の方を少し変えまして、コロナウイルスの新しい生活様式の一つとして、国の方が挙げておりますキャッシュレスというものを当町といたしましても取り上げてみようではないかっていうことで、今回お願いをさせていただいてるところでございます。あとはポイント還元の金額になりますが、ポスターやのぼりなどの委託料といたしましては、大体どちらの業者であっても200万円程度でできるかと思っております。引かせていただいて7,800万円程度がポイントとして付与できればと思っております。あと2021年に大手のキャッシュレス会社、コード会社の方手数料が掛かりますということで、議員がおっしゃられますとおり、大手の所であれば現在、手数料無料で導入が可能でございます。この導入につきましては、今回導入をしていただいても、今後永久的に入れとかなないといけませんよっていうものではございません。この長与町の公金を使ったポイント制度を使われまして、キャッシュレス、コード決済がどういうものなのか。どういうふうなお客様が来るのかっていうのを長与町の導入をされてないお店の方につきましても、これを一つのステップといたしまして、それが自分の事業所にとって必要なものなのか。それともキャッシュレスはキャッシュレスだけでもコード決済ではなくて、ほかのものが必要なかっていうような見極めにも。公金ですから皆様からいただいた税金になりますので、より多くの商店の方に活用をしていただきまして、長与町の商工業が発展されて商店の方が大きくなりましたら、住まれている方の生活の方も豊かになると考えておりますので、商工業の発展に繋げていければと思ひまして、議員おっしゃるとおり1つのコード決済事業者に全部いってしまう。大きな所が残るんじゃないかっていうところではございますけれども、逆にこの公金を使って、長与町内の事業所がキャッシュレスっていうものに一步踏み出していただきまして、多くの利用者、消費者の方の獲得っていうのを図っていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

キャッシュレスを推進するっていう立場はよく分かりますし、私もその考えには賛同します。ただ、やはりどうなのかっていう、いろんな疑問がある部分ですので、私は事前に何らかの形で議員に説明をいただきましたかった。資料も本当は欲しい。分かりませんからね。お金の流れとかどうなるのかとか。っていうのを最初に申し上げさせていただきました。最後に確認ですけれども、7,800万円がポイント還元されるというのは間違いなのか。2.5億円でポイントが7,800万円、これちょっと計算が合わないんですよね。委託料のうち業者が取る分は200万円だけ、システム利用料とかいろいろ

らないんですか。そのところをちょっと再度確認したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

現在見積もりをとっております業者が何社かございますが、そちらの方につきましては、例えばふるさと納税だと寄付額の何%とかいうのが手数料として出てくるんですが、そういうものについては一切掛からないというふうに説明を受けております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

休憩の動議を求めたいと思います。なぜ休憩を求めるといふところなんですけども、たくさん恐らく質疑があるというふうに思います。先程安藤議員からも詳細がやはりなかなか掴み切れない。そういう意味では皆さんたくさん質問があるというふうに思いますんで、是非説明を。もう少し詳しく説明を。先程言われましたように3回しかできないという状況の中では、もう少し私たちが自由に聞ける環境を是非整えていただきたい。その中で十分理解して審査に当たっていきたいというふうな思いがありますので、何らかの取り扱いをお願いしたいということで休憩を求めたいというふうに思います。

（「賛成」の声あり）

○議長（山口憲一郎議員）

ただいま河野議員から休憩の動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立をいたします。休憩の動議を議題として採決をいたしたいと思います。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、休憩の動議は可決されました。

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

質疑はございませんか。

浦川議員。

○委員（浦川圭一委員）

12、13ページの8款土木費6項住宅費の公営住宅管理費でございますが、先程の提案理由の中で、台風によって屋根が被害を受けて、その補修に関わるものだというところで説明だったんですが、通常であれば私の認識では、町が管理する建物等については火災保険等を掛けておられるのかなと思っていたんですが、今回その火災保険等での補

填がないのかどうかということと、次の11款2項2目都市計画施設災害復旧費でございますけども、これも9月の台風で丘の上公園のフェンスが倒壊をしたことでその復旧に係る事業費だということであったんですが、財源内訳を見ますと全て1,000万円地方債ということで計上されているんですが、提案理由を聞く限りでは、暴風によって都市計画区域内の公園の設備が被災を受けたということで、明らかに都市災害復旧事業の補助対象になるということで、ちょっと聞いた限りではそういうふうに理解をしておりますが、今回、補助の対象にならなかった理由があれば、そこ2点、答弁願います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

まず8款の住宅の方になりますが、こちらに関しましては、現在、火災保険の申請というものを考えております。ただ今回の予算というのがA棟、今回被災した所が岡岬のA棟の全ての瓦の撤去等も考えておりますので、被災した部分になりますとまた縮小をされるかもしれませんが、その部分の保険については、適応された場合にこの歳出の分に充当をしたいと考えております。2点目の11款の分ですけども、これにつきましても今現在、災害の査定を行うように申請をしております。そこで通ることによって災害費に充当をかけたいと思っております。ただはっきりまだできるものか分かっておりませんので、今現在のところ起債事業という格好で充ててるような状態にしております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかにありませんか。

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

10、11ページの4款衛生費1項保健衛生費2目感染症予防費、予防接種委託料についてお伺いをいたします。先程の説明では、インフルエンザの乳幼児の無償化ということで説明があったかと思えます。今、1回1,200円個人負担があつて、乳幼児でしたら2回接種が受けられると思うんですが、高齢者とか特定疾病の方は10月1日から、私が間違っていなければ今日から一般の方もインフルエンザの予防接種が受けられることになると思うんですけれども、まずこの対象人数と、それと時期的に今申し上げたとおり、この補正予算が可決すれば周知などされると思うんですけれども、それ以前に、例えば今日受けてしまった場合はもうそれは仕方がないというふうになるものなのか。またその周知の方法としては、例えば「大きくな～れ！」とかそういったことでの周知や医師会を通じてされるのか。時津、長与、長崎市でも予防接種を受けられるんだと思うんですけれども、そういったところでちょっと時期的に遅いんじゃないかなというふうに正直思ったわけですね。無償化にすることは非常に良いことだと思いますし、今回コロナウイルスの感染拡大防止の点でもインフルエンザの重篤になりやすい乳幼児の場合は、是非受けていただきたいというところもありますので、この提案には非常に賛成

するところではありますけれども時期的なもの、そして、早く受けた方が良いからというところで受けてしまった方はどうなるのか。あと、今回無償化の提案する背景ですね、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

議員がおっしゃられたとおり、重症化リスクの高い乳幼児の接種率の向上と子育て家庭の財政支援というこの2つが大きな目的、趣旨となってまいります。時期的に9月補正に間に合えばよかったんですけども、そこに載せることが難しくできなかったんですけども、臨時議会があるということで今回計上をさせていただきました。本日の議会において承認をいただいたあとで医師会の方と契約変更という形で、1回自己負担1,200円のところを1,000円でということの委託契約の変更になってまいります。その周知が終わってから現物給付という形になってまいりますけれども、既に接種が終わられた方に関しましては償還払ってという措置を取らせていただきたいなというふうに思っております。あと対象者ですけれども2,300人を想定しております。1,200円の2回の2,300人で、552万円を今回計上させていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

同じところで、今回は乳幼児というところなんですけど、今コロナ禍とインフルエンザというところで重症化しやすい、例えば妊産婦、そしてこれから妊娠をしようと思われた女性の方達にも、コロナとか感染になったらお薬も無いわけですね。そこでインフルエンザ予防として今回は乳幼児だけということですが、今後の予定として、この対象として拡大は予定されてなかったのかということ。それから3款2項児童福祉費の中で、先程の御回答の中でゼロ歳児は子育て支援センターに来ていただいて絵本のお渡しをするという説明をされていましたが、ゼロ歳児持ってるお母さん方は就労されてる方もかなり多いわけですね。支援センターになかなか行きたくても行けない方っていうらっしゃるんですが、どうやってそういったお母様方に把握して絵本をお渡しするのか。郵送か何かになるかと思うんですが、その辺り御説明をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今回、対象は乳幼児ということで設定をさせていただいております。妊産婦につきましてはまだ検討に至ってないのが実情でございます。乳幼児をどうして対象にしたかというところですけども、昨年を見ましたら約65%の乳幼児の接種率でございますし

た。接種ができないっていう方のところをちょっと見たところ、働いていらっしゃるのか、あと経済困窮というのが一つ見えてまいりました。いろんな相談を受けていく中でインフルエンザを受けたいんだけど、乳幼児は2回受けないといけないというところで1,200円もなかなか難しい家庭というのが見えてまいりましたので、現金支給も一定考えてはいたんですけれども、そうすると低所得者の定義であったりとか、どこまでを対象にするかというところが非常に難しく、子どもに直接支援を届けるということで、確実に子どもたちに予防接種を受けていただきたい。子どもの安心と安全を守るっていう点からインフルエンザの無償化を決定をしたところでございます。次にゼロ歳児の支援センターでっていうところですけども、働いていらっしゃる方は恐らく保育園に預けていらっしゃると思いますので、働いている方は保育園を通してお渡しをするように考えております。この絵本は配布をするだけではなくて、保育園に行っている方は保育園で読み聞かせをしていただいて、なおかつ絵本を配布する。支援センターの方も一旦読み聞かせを大型絵本でした上で配布するということを考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

金子議員。

○9番（金子恵議員）

インフルの予防接種が出ましたので私も1つ質問をさせていただきます。今回は無料接種ということで552万円が計上されておりますが、これが一般財源からということで、先日、時津町の方がこれに関しては新型コロナウイルス臨時交付金を活用するというので、今後、この財源をそちらの方に財源組み替えをする予定なのかということが1点。それとほかの市町でも乳幼児の無料接種を来年度以降もずっと続けていくという提案だったり、そういう場合、来年度以降は財源が一般財源になっていくというふうなところが多いかと思うんですけれども、今後の見通しをお聞かせ願えればと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

今回の無償化分につきましては、先程申し上げたように全て臨時交付金の対象事業というふうな位置付けで思っております。今回計上させていただいた分は、あくまで今年度というふうなことで考えておりますけれども、来年度以降については、引き続き検討をした上で御判断させていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

内村議員。

○7番（内村博法議員）

歳出の11ページ、キャッシュレスポイント還元事業についてでございますけれども、

先程の町長の提案理由の中で、町内の商工業者の売り上げの落ち込みということで導入されるとの提案理由があったんですけれども、今現在、町内の経済的影響の実態がどのようになっているのか。把握してる限りで結構でございますから御答弁をお願いしたいと思います。それから2点目ですけれども、今回のキャッシュレスポイント還元事業はいろんな団体があると思うんですけれども、西そのぎ商工会の要望もあったのかどうか。これが2点目。それから3点目は、これまでキャッシュレスポイント還元事業っていうのは、去年から政府が消費税増税対策でやってきたわけですよ。10月から、去年から。今年の6月末で終了してるわけですよ。同じようなキャッシュレスポイント還元事業っていうことで国と同じ仕組みなのかどうか。今までの答弁を聞いてるとちょっと差があるというふうに見てるんですけれども、その辺りを教えていただきたいと思います。利用上の制限はあるのかどうか。町外の人でも利用できるのかどうか。それから財源は先程同僚議員が質問をしたんですけれども、確認なんですけれども、この手当てというのは繰越金から行くと。財源はですね。例えば3次補正で地方創生臨時交付金が出れば、またそれに財源組み替えを行う可能性はあるとこういような考えでいいのかどうか。それを再確認したいと思います。それから今回のキャッシュレスポイント還元事業による効果っていうのが、先程の答弁で2.5億円と言われましたけれども、その積算というのはどんな感じでこの効果を見ておるのかどうか。とりあえずその点を質問したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず町の業者の現在の減少割合でございます。新型コロナウイルス感染症影響調査というのを西そのぎ商工会の方で9月に第2回ということで行っていただいております。この結果をいただいたところ、やはり50%以上の減少がありますっていう所が運輸業、宿泊業、飲食業、こちらの方はまだまだ大変だということと、あと20%から50%の所でも製造業、あと卸売業、サービス業、ほとんど長与町にあります事業者の方につきましては、まだコロナに対する影響が残っているものと思っております。あとポイント還元につきまして西そのぎ商工会からの要望があったかということでございますが、要望書という形での要望等はあっておりません。今回のポイント関係事業につきましては長与町からの発信でございます。ただ今後、やはり事業者、商工商店の消費喚起に繋がるということもございますので、商工会の方にはいろいろ周知等につきましては、お手伝いをいただけないかということで協議の方をさせていただいてるところでございます。あと、国のポイント還元事業と変わらないのかということでございますが、ポイントの付与の仕方につきましては変わりませんが、国におきましてはキャッシュレスということで、あらゆるキャッシュレスの、例えばカードであったり、コード決済であったり、あとはいろいろな全てのキャッシュレスが対象だったかと思いますが、今回、長与町の方ではスマートフォンを利用したコード決済でのポイント還元をさせていただければと思っ

ております。あと利用上の制限というのは何に使われますかというようなことでよかったのかなと思いますけども、一応商品券等々と変わらず金券等に変更とか、現金に変えるとかそういうことはできませんけれども、あと病院での医療の支払い、こういうものには使えないということで、今、聞いているところでございます。あと町外の方が利用できるかということでございますが、こちらのコード決済につきましては、使える事業所の選定、縛りというのはできますが、使う側につきましては利用の制限ができませんので、町外の方も利用できるかと思えます。ですので長与町外の方が長与町にお買い物に来ていただきまして、消費していただければ。もちろん長与町の方にも使っていたくってというのがありますが、町外の方も利用可能というふうになっています。あと2.5億円の効果ございますが、先程申し上げましたとお前回6か月で5億1,000万円という効果の方の予想をさせていただきました。今回1月、2月の2か月間ということで2億5,000万円の消費効果、経済効果の方をさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

再度確認ということで財源について報告いたします。こちらの方もコロナ臨時交付金の最終的な計画の方が確定いたしました際に、適切に財源を充てていこうというふうに考えてございます。今回の補正予算もそうなんですけれども、本町といたしまして、まず支援の切れ目を作らない。そして少しでも早く対策を講じた方が効果が高いというものについて適宜御審議をいただいている状況でございます。当然、臨時交付金、非常にありがたい財源と思っておりますけれども、本町といたしましてもそれだけに限らず一定の一般財源を投入をいたしまして、このコロナ禍を乗り越えたいという思いで事業の方を計画しているところでございます。ですので、幅広く対象事業ということで検討いたしまして実施をさせていただいておりますので、適宜組み替えをするということに予算上はならない場合もありますけれども、最終的にはいただいた臨時交付金を、実際の対象事業の実績に合わせまして、御報告をさせていただくという流れで考えてございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程、経済的影響ですか。2回目の商工会の調査に基づく御報告をされましたけども、飲食業の方は50%以上の中に入っていましたかね。それから国のキャッシュレスポイント事業っていうのがあったわけですね。それで今回のは国の二番煎じっていうような印象を受けるわけでございます。もちろん国は購入額の5%というのを提示して、そしてコンビニ等は2%というので消費増税対策でされたわけでございます。それと使えるカードもクレジットカード、それからデビットカード、電子マネー、スマートフォン決済、この4つを国が実施したわけですね。したがって、今回スマートフォン決済だけ

に絞った理由。どういう理由で絞られたのか。それから利用上の上限ですか、国が実施したポイント事業では月1万5,000ポイントが上限だったんですね。これはクレジット会社でコントロールするわけですけども、そういった制限がありました。もちろんクレジット会社によってちょっと違うケースもあるわけですけども、おおよそ1万5,000ポイントになってるんですね。したがってそういう制限はないのかどうか。1人だけに集中するって言うか、そういうことがないような手だてを組んだわけですよ。国の方もですね。それから先程町外の方も利用できると言われてたんですけども、町外の方も利用できるとなればこの還元額が7,800万円ですか、200万円差し引いて。その額が町民の方が減っていく可能性があるわけですね。だから業者も、使う側も、長与町の人に限るっていうのはできなかったのか。できるのかどうかですね。これは参考になるかどうか分かりませんが、東彼杵町は電子マネーを使ってプレミアム付商品券をやっているわけですよ。じゃあどうやって区別するのか、町内と町外と。東彼杵町はそれぞれ確認コードも入れて、その確認コードで店側に提示すれば町民が使ったと分かるんですね。だからそういう仕組みも町内、町外で区別できないことはないんですよ、やろうと思えば。それが可能なのかどうか。以上よろしくお願いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず、コロナでの売上減少率について飲食店は50%減少に含まれております。あと国のキャッシュレスポイントにつまましていろいろなものが使われてたけれども、今回なぜ長与町はコード決済だけかということですが、コード決済につまましては決済に係る手数料の方が無料になっておりますが、カード決済とか、デビットカードの決済とか、そちらにつまましては、それぞれ金額に応じて手数料が掛かってまいります。そういうことを見まして、まず費用の方がより少なく使えるもの、スマートフォンでのコード決済というのを今回は取り上げさせていただいております。あと上限につまましては、予算を頂戴しましたあと、いろいろな業者の見積もり等を徴取いたしまして、決めていくようなこととなります。町外者も使えるのかということですが、東彼杵町の電子マネーの分につままして、私の方も東彼杵町の方にお電話ではあったんですけどもお聞きをいたしました。どういうふうなことになってるのかということ。長与町の方で行ってる商品券がカードになっておりまして、カードの方をスマートフォンで読ませるとスマートフォンでも使えるし、カードでもお支払いができるっていうようなものだったのではないかと思います。今回のコード決済につまましては、先程も申し上げましたとおり、使えるお店の方を限定することができますが、使用される方につままして、どこに住まわれてる方かというのを把握まではできるものではありませんので、今回こちらの方でお願いを差し上げてるものにつまましては、町内、町外者の方の使用の区別はできないということになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

今、デジタル難民と言われる方。高齢者とか、結局スマートフォンをうまく使えないという方もおられれば、先程から高齢者と。やはりクレジットカードとか、一般的に使われてるもの、国が進めてきたそういったいろんな使えるもの。もちろん先程手数料が掛かるって言われましたけど、やっぱり広く使えるものでないとあんまり意味がないのではないかなと思うわけですね。要するに還元率も20%から30%という高い率ではなくて、国が5%増税対策でしましたけども、やっぱり還元率を落としてでも広く行き渡るような政策をとるべきじゃないか。これが1点。それから町内、町外、やっぱり区別する方法は、東彼杵町はそこを区別できるようなシステムを導入してるわけですね。もちろん町が作成したQRコードをそれぞれ発行してるわけですよ。それに基づいて町民が使えるようにしてるわけですよ。そういう仕組みが取れたら先程の還元額が町外に出ていかないわけですよ。もちろん事業者の方は長与町だけできるわけですよけれども、結局町外の方もポイントを使って買い物できるわけですよ。そうすると8,000万円投資して町外の方が使えるというのは、何か私も奇異に映るわけでございますよね。その辺り再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

町内、町外者の区別をつけられないかということでございます。こちらにつきましては、現在のところ区別がつかないっていうような御説明を受けておりますが、つかか、つかないか、今一度、確認は取らせていただこうかと思えます。ただ、長与町の商店、小店の方の売り上げ、商工業の売り上げの増加っていうことを考えますと、長与町の方はもちろん町外の方も長与町の方にお買い物に来ていただいて、その商店の売り上げを増大させるということを1つの目標にさせていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

質疑の途中でございますけども、場内の時計で11時15分まで休憩をいたします。

（休憩 11時04分～11時15分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑を続けます。質疑はございませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

先程、休憩の動議で説明する機会を求めたんですけども、皆さんもそれを期待して質問を遠慮していらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、その機会が無ければ

ここでしか聞く機会が無いので敢えて質問させていただきます。まずフードバンクの活動支援事業補助金のところで伺いたいと思います。対象が小口資金等々を利用された方ということで239名、合計数字を足すとですね。ただ、これは重複して利用されてる方もいらっしゃるのではないかなと。そうすると対象がもっと少なくなる可能性があるんじゃないかなと。同僚議員からも出たように世帯としての対象なのか。その家族人数も含めての対象と考えてられるのかですね。あと前回一般質問した折に、学生への支援もこういうことを活用できたというふうなことを答弁されたというふうに思いますけれども、そこは対象に含まれてないのか。そこをまずおうかがいしたいというふうに思います。それとキャッシュレスポイント還元事業委託料ですけども、なかなか理解が私自身できてないんですけども、一つは同僚議員から出たように業種は全業種か、先程医療費の支払いには使えないということなんですけども、キャッシュレス決済ができる事業所ならば、どういう事業所でも構わないのかということですね。あと金額的な利用制限。よく理解できてないんですけどもし答弁があったら申し訳ないんですけども、利用制限がないのかですね。その場合8,000万円のうち、大体必要経費が200万円ぐらいですと、7,800万円についてはポイントを通して還元できるというふうになりましたけども、高額な利用をされた方は一遍にそのポイントがそこに付与されるわけでしょうから、そういうのも制限なく使えるのか。まずその点をお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

フードバンク事業についてお答えいたします。緊急小口資金、総合支援資金、住宅確保給付金につきまして先程申し上げましたけども、重複した方もいらっしゃいます。ただ一方で、この貸し付けを受けていない方についても一定対象になる方が出てくるというふうに考えております。特に緊急小口資金であったりとかってというのは、貸し付けということで一定抵抗を持たれてる方がいらっしゃるかというふうに思っています。学生についても小口資金の方は利用できるんですけども、やはり貸し付けという意味合いで、借金をするということに対して抵抗がある学生も当然いらっしゃると思いますので、困ってるけども貸し付けまで受けられないとそういった方たちにも支援をしていきたいと思っておりますので、学生についても当然対象と考えております。家族構成についてですけれども、家族構成も勘案した上で配布を行っていきますので、例えば高齢者の世帯と子どもがいらっしゃる世帯につきましては、同じものを渡すのではなくて、世帯構成に応じて配分をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

キャッシュレス還元事業についてお答えいたします。まず業種についてでございます

が、こちらの方で今後契約ということになるかと思いますが、コード決済業者においていろいろな業種が分かれております。ただ、全業種。飲食店、小売店、サービス業、あと交通、娯楽、いろいろな業者の方、幅広く使えるように町の方での設定が可能というふうになっております。ただ、先程言いましたように医療関係、あとタバコにはたばこ税というのが掛かってまいりますので、そういうたばこ等税が掛かるものにつきましてはコード決済ということでお支払いはできるんですけども、お支払いいただいた金額への上乗せのポイント還元ってのができない業種というのが出てくるかと思えます。ただ、お買い物をいただくような小売店、飲食店、サービス業、あと交通、娯楽等につきましては還元の方をさせていただければと思っております。あと利用制限につきましては設ける方向でいたしております。いろいろな先行自治体を見ましても一回当たりの上限が1万円、あと期間上限が1万円とか、例えばですけども、そういうふうに期間の上限の方を設けさせていただきまして、一人当たりどこまでポイントが付きますよっていうのをきちんと、今後長与町に合った還元率をさせていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

フードバンクの方ですけども、先程対象が非常に明確であったわけですよね。小口資金等々を借り入れた方はそういう手続きをされてる方でしょうから、住所等氏名もはっきり分かっているわけですから、そこに対してこういう支援をしますよってということで、その方には直接そういう支援の内容が届くわけですけども、小口資金を利用していない方々も対象になるということですから、そういう意味では、そういう方々に対する周知っていうのはどういう形でされていこうと考えてらっしゃるのか。そこが具体的に届かないと、せっかくの支援もなかなか受けられない。この支援物資もどうやって届けるのか。手渡しなのか。郵送で送られるのか。そういうのも含めてお答えいただきたいと思えます。キャッシュレスの方ですけども、上限を1万円程度、これはこれからということですか。これもいろいろ考えるとちょっとよく分からないんですけども、仮に飲食代が2万円掛かりましたと。1万円はキャッシュレスで払います。1万円は現金で払います。そういうのも可能になるんですか。利用する分についてはその方が良いのかもかもしれませんけども、上限が1万円だと確かに限られてくるところではあると思えますんで、そういう利用も可能になるのか。あと例えば住宅の補修も1万円のできる環境にはないかもしれませんけども、ちょっとした修繕等々もそういう形で地元業者が利用できるのならそういうのも必要なというふうに思うんですけども、そういうのも全業者となると入ってくるものなのか。あと今後のスマートフォン等々の利用の関係で、事業者への説明会とかスマートフォンがうまく使えない、キャッシュレスにちょっと抵抗があるという方々への説明会をしていきたいというふうな答弁もありました。ただ、このコロナ禍の下で、どういう説明会をされようと考えてらっしゃるのか。なかなか人を集めてつ

ていうのが非常に難しいというふうに思うんですけども、どういう形で説明会をされていくのか。ただ、これも1回限りじゃ非常に分かりづらいんじゃないかなと思うんですよ。やはりそこら辺は本当丁寧にやっていかないと、今、本当にキャッシュレスの関係でいろんな犯罪もありますし、やはりまだまだ抵抗感があると思いますんで、どういうふうな形でやろうと考えてらっしゃるのか。併せて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

先程申し上げました緊急小口資金とか、貸し付けを受けた方につきましては、個別に文書で御案内をしたいと考えております。また、周知につきましては広報とかホームページを通じて行っていくんですけども、それ以外に大学の方に直接赴きまして、学生と相談を受ける場所あると思いますので、そちらの方に周知を図っていきたいと考えております。物資を届ける方法につきましては、基本的にはこれからの協議事項になりますけれども、私どもの気持ちといたしましては対面でお会いして、生活の状況というのも見えてくる部分があるかと思っておりますので、できれば届けたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

ポイントの上限というような考えについてでございますが、まず現金とキャッシュレス決済と併用ができるか、できないか、という点につきましては使うお店の方で出てくるかと思っております。あと1万円の上限というふうになってる分につきましては、一人当たり、もし3万円使いましてポイントが本来のポイント率でいくと9,000ポイントは付くんですけども、上限率が5,000ポイントでしたという場合は3万円使われても5,000ポイント、そこの上乗せっていうのはポイントが付与されないということになってきますので、お支払いの金額にその還元率は掛けますが、還元率の中で上限がありますよっていうようなことです。還元率を掛けたポイントの分について、1万円なら1万円分までのポイント付与が可能になります。5,000円なのか、1万円なのかっていうのは今後になってくるんですけども、そのポイントになりますっていうようなところになってまいります。あと事業者への説明会でございます。大きな説明会を一度というふうには考えておりますが、ただ事業者向けであれば個々の事業者の方に出向きまして、それぞれに説明が可能かと思っております。あと住民への周知につきましては、地区別、もしくはコミュニティ別とかで、より多くの説明会の方を開かせていただきます。始まる前にも周知が必要かと思っております。あと始まってから御質問等があれば、それぞれのコード決済事業者の方はコールセンターとか、携帯会社とかとの連携とかも可能になっているようでございます。そちらの方も活用しながら御説明の方をさせていただければと思っております。まだ、なにぶんコード決済会社の方がまだ決まっております。

るので、周知の方法っていうのはいろいろ出てくるかと思しますので、より多くの皆様に周知できるよう、回数も多くできるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

フードバンクのところでもう一度お伺いしますけども、先程、小口資金等々利用をされてない困窮世帯も対象にしていきたいという話でした。ここにはどういう形で周知を図るのか。先程言われるホームページ、広報での周知しかない。そうすると自分がそこに該当してるのかどうかっていうのがよく分からない状況もあると思うんですけども、そういうところはどこで線を引くのか、その困窮者というところ。その辺はどのようにお考えでいらっしゃるのか。あとキャッシュレスポイント事業ですけども、1月、2月にこの事業を行うということですけど、7,000ポイントが付与されますということだけで単純に聞きます。例えば、何かを買って800ポイント付きました。じゃあ800円の物が買えるのか。その辺もよく分からないんですけど。もう一つ結局7,000ポイントが全部解消されると、例えば2月の途中、1月の末であっても終了になるわけですよ。その時点で利用者はどこでそれを分かるようになるのか。例えば使おうと思って行きました。もう7,000ポイント全部無くなってますと。じゃあそこで使おうと思ってたのに使えなくなるのか。その辺もよく分からない。まだ2月の途中であっても、利用できると思って使おうと思ったら使えませんでしたというふうな形になるものなのか。7,000ポイント全部無くなりましたでもう使えませんというのが通知として来るものなのか。その辺はどのようなふうな形になってるのか、お願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

線引きのお話だと思いますけれども、きっちりコロナによるものという線引きは難しいかというふうに思うんですけども、受け付け段階で相談があったときに聞き取りを行います。聞き取りをしながら判断をしていきたいというふうに思います。また、今回コロナの影響によるものというふうに予算上げておりますけれども、従来から生活困窮者に対して食料支援は行ってる部分がございます。それを一定拡大するといった意味合いもございますので、聞き取りの中で判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

付与されたポイントの期限について、ポイントが付く期間というのは1月から2月ということで2月末までになりますが、その付与されたポイントにつきましては、コード会社の方で1年とか3年っていう使用期間がございます。その使用期間内で使うことが

できますので、2月に終わったからと言って2月までに付与したポイントを使わないといけないということではないです。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

一つは、いろいろ使って800ポイント付きましたと。そしたら800円のものを使えるのか。そこが一つお伺いしたかったのと、7,000ポイント全体であるわけですから皆さんが使うと7,000ポイントがどんどん減っていくわけで、7,800ポイントか、減っていくわけですよ、町民の方がそれぞれ使うと。今日私が使おうと思って行きましたと。この7,000ポイント、全部振り分けられてもうありませんと。そういうときに本人は使いたくて行ったわけですけど、使えなくなるのか。使えなくなるなら事前に7,000ポイント全部無くなったんでキャッシュレス事業は終わりましたというふうな通知が来るものなのかどうか。それで理解できて、じゃあもう使えなくなったという。例えば商品券と一緒にすよね。商品券無くなってしまえば、もうありませんよってなるわけですから。それがポイントになると分からないわけですたいね。今日使えるか、明日まで使えるか、明後日は使えなくなる可能性もあるわけですから、そこは、それぞれのスマートフォンに7,000ポイント無くなりましたので事業は終わりましたという形になるのか。そこら辺はどのようになってるのか伺いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

答弁漏れでしたので、もう1回お願いします。

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず800ポイントを幾らでということですが、大体のコード決済業者につきましては、1ポイント1円で使用ができるようでございます。あと7,000ポイントっていうのが、多分7,800万円の還元分っていうことだと思います。予算で200万円引いた残りの分ですね。こちらの方を皆様使われましてポイントが無くなりましたら、それぞれのスマートフォンの方で長与町の分のポイント還元事業は終了しますということで周知の方を行うようにさせていただきます。また終わりましたということは使えるお店の方でもチラシなどを添付をいたしまして、この事業は終了しましたということで、きちんと周知をホームページ等でも行わせていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私も2点ほど質問をさせていただきます。フードバンクで生活困窮に当たる方々への支援だということで幾つか該当するものの御説明がありましたけども、これは基本的に

該当する町民を想定してるのかというのが一点。それから絵本の製作なんですけれども、本町で意欲的にされるっていうのは一定理解できるんですが、ただ乳幼児の絵本と言いますともう古くから、例えば私が3、4才ぐらいのときからもうあるような、今でもずっと継続してるような素晴らしい児童書というのはたくさんあるわけですよ。ですから敢えてかなりの金額を使ってするよりも、優れた児童書を活用するとか、あるいは予算があるのであれば読み聞かせの場をもっと増やすような対策の方をやっていくというような、そういう発想というのはできなかったのか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

対象の方は町民としておりますが、例えば学生の場合、県外に住民票をおいてる方もいらっしゃると思いますので、実際に長与町にお住まいであれば対象と考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

絵本につきましては、児童書等すばらしい絵本がたくさんあることはもう重々、議員のおっしゃるとおりなんですけれども、今回はこのコロナの関係もございまして、絵本を読み聞かせするだけではなくて、乳幼児期の健康教育も併せてやってきたいというところがございます。調べましたところ、児童向け、小学生以降向けのコロナに関する絵本というのが幾つか出てるんですけれども、乳児向けの絵本というのはネット検索等しましたけれども、あまり出てきてないというところがございます。そこでこども政策課の中には保健師であるとか、保育士であるとか、そういった職員がおりまして、子どもへの直接支援をするために子どもに何が必要かなということを考えたときに、まずは健康教育。一番基本の基の字が手洗いなんですけれども、その手洗いが何で必要なのか。どのような手洗いをすればいいのか。子どもが小さいときに養ったいろんな基本的な生活習慣を身につけることが、一生その子の健康教育にも繋がっていくのではないかっていうことありまして、健康教育を主体として、まずは0、1、2歳は絵本を作ろうと。3歳以上には健康教育にプラスして、先程も答弁しましたとおり子ども達の心の安定を図るため、家族の絆っていうところをテーマに組み立てていこう。しかも長与町オリジナルのミックンを使ったところで、長与町でこういったことがあったなっていう後々思い描けるようなことで想定して作っていただけたらなと思っております。それから読み聞かせの場を増やす取り組みとしましては、この絵本を作るだけではございまして、大型の読み聞かせ用の絵本も一緒に作るように想定をしております。それを町内の保育園、幼稚園だけでなく、児童館、子育て支援センター、図書館等にも配布しまして、読み聞かせの取組っていうのも推進をしていくように考えているところです。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

フードバンクの件なんですけれども、基本的には町民を対象にしている、長与町に住んでる方だったらっていうことでもあります。自治法を見ますと、地方公共団体の役割ということで住民及び滞在者の健康安全、要するに滞在者ということは県外に戸籍があっても長与町に住んでいらっしゃる方。それから外国人、例えば留学生であるとか。以前お聞きすると、外国人もかなり、いろんな国の方々が長与町内に住んでいらっしゃるということで。先日新聞で、長与町ではありませんけれども、雇い止めになってぽつんとベトナムの方が置き去りにされてたというような報道もあってました。ですから、もしかしたら本町でもそういう雇い止め等で路頭に迷うような状況にある外国人がいらっしゃるかもしれません。地方自治法によると、そういった方に対する手当てというのも町の仕事だというふうに思いますので、その辺りへの手当てというのが必要じゃないかというふうに思います。そこについての見解をお聞かせいただきたい。それから絵本についてはあらかた分かりました。ただ1点ちょっと気になるのが、郷土を愛する心っていうことで説明が最初ありました。これですね、恐らく子どもを育てていく上で心が徐々に発達して、学習指導要領で小学校の低学年、中学年、高学年、それぞれの発達段階に応じた郷土を愛する心というものを育てていくっていうふうに、これは教育の分野だと思うんですね。ですから子どもの発達段階に応じたことと整合性をうまく取れてるのかな、委員会とのすり合わせ等はできてるのかなと。よくそこも考えておかないといけないんじゃないかというふうに思いますが、この辺りいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

先程町民を対象と申し上げましたけども、現に居住をしている者というふうに考えております。ほかの制度、例えば生活保護におきましても現にいらっしゃるところで申請を行いますので、それと同じような考えであるというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育所とか幼稚園とか子ども園の保育方針、基本方針というのがそれぞれ園に応じてありまして、生活習慣ですとか、生活様式を年齢に応じた、発達段階に応じた基本方針というものが教育委員会ではなくて、こども政策課の方に来ております。それを参考にしながら製作をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ございませんか。

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

2点質問させていただきます。あとで説明があるかなとは思いますが、店舗リフォームの件で補助金の確定は契約時か。それとも工事が終わったときか。例えば、契約していても忙しくてなかなか工事に入れないとかいう方もあるので、契約時か工事が終わった時点かの申請、どちらを取るのかなってというのが一つ。それと工事が年度をまたいでも良いのか。それをお答えいただきたいと思います。次に絵本についてですが、非常に良い発想だと私は評価をしております。さらにもう少し突っ込んで言わせていただきますと、親が読み聞かせをするので1歳、2歳では分からないかなあ、せいぜい3歳超えたぐらいから分かるかなと思うんですが、コロナの差別で根も葉もない噂、偏見について親の方についても注意喚起を行うようにしていただければなと思います。本来ならばこれは教育委員会についても情操教育の中で訴えなければならぬのではないかと思います。予算がこども政策課なので、こども政策課の方にお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

店舗リフォームについてお答えいたします。交付申請につきましてはリフォームをする前にいただきますが、助成金の支払いにつきましては工事が終わったあとということになります。また年度をまたいでもいいかということですが、店舗リフォームに係る助成補助金交付要綱の中で謳っておりますが、3月までに工事が完了するものというふうになっておりますので、今回の分につきましては3月までに工事がお済みになる店舗リフォームにつきましてはの助成、年度をまたげないということになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

絵本につきまして、実は0、1、2歳。3、4、5歳と保護者向けと3冊作ろうというので最初検討をしていたんですけども、それではなくて、一緒に保護者向けのメッセージっていうところも、あと書きっていう形でつけ加えようかなってことを考えております。子ども達が感染症に対する不安から陥りやすい差別とか偏見についても考えるきっかけ作りになるような啓発本になればいいなということで考えているところです。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ございませんか。

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

2点程度お尋ねをしたいというふうに思いますが、今までいろいろ議論の中でもありましたけれども、商工費のキャッシュレスの関係でございまして。まず、これを見ましたときに私感じたのは、利用者側における不平等感があるんじゃないかなということ率

直に感じたわけでございます。これはもう年代等もありましようし、いろいろ状況も違うだろうということから、説明は町内店舗の活性化なり、あるいは切れ目ない支援という意味では十分理解をいたすところであります。現在、プレミアム付商品券発行が9月末で一応終わって、今、再募集をされておられます。聞きますと6割ぐらいが消化をしたということで、あと4割ぐらいが追加でされると。今、各家庭にハガキを入れまして、その募集の状況にあるということ等を考えますと、住民からの声も、この前出て話をしたんですけども、非常に喜ばれて好評でございます。本当に町長よかったなというふうに率直に評価をいたしておるところなんです。なおまた今回2次募集で4割の残の分を募集するという事に決められまして、これが1月末までだろうと思っておりますけども、これまた満杯になって消化できるんじゃないかなという期待を私持っております。したがって町長の説明の中でもありましたように、地元の活性化に繋がると、切れ目ない支援と言う意味からは良いとしても、先程言いますように若干の抵抗をすぐ感じたもんですから。結論から言いますと、なぜ住民側も定着をしておる、利用者もですね、事業者の方も定着をしておると。1次が終わって、2次が進んで、3次でこのキャッシュレスにせず商品券でも良かったんじゃないかというような感じを率直に持つわけなんです。したがって、もう予算化して出てまいりますと非常に言いにくい面もありますけども、私は組み替えてでも商品券の方に変えていくべきじゃないのかなと。そうすると本当に定着をして、さらに経済効果も出ますし、利用者側、あるいはその実施する側、両面から非常に良い面があるんじゃないかなというふうに感じておりますけども。先程言いますように、こういう形で提案をされると非常に言いにくい面がありますけれども。町長にお尋ねしたいんですが、そうだなと、組み替えを試みようかというようなお考えがないのかですね。まず1つお尋ねをしたいというふうに思います。それから同じ商工費で長与町事業継続支援金。3,000万円の減額になっておりますけども、これは6月議会で1億5,000万円の事業費を組まれておりました。そういうことで今日まで経過しておるんですけども、これが一つは小規模事業者個人は10万円。それから中小企業者で200万円で小規模事業者を除く。10万円と20万円。今年の2月から10月までに前年同比で20%以上減少した人達が対象になるということで理解をしてきたんですけども、お聞きしたいのは、今日までにどのような状況で、金額的にどのようなようになっておるのか、3,000万円減額ですから1億2,000万円消化だろうという理解をするんですけども、この辺りの説明もお聞きをしたい。以上2点ですね。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まず3,000万円の減額についての御説明になります。こちらにつきましては6月議会の1億5,000万円の方の3,000万円の減額ではなくて、5月に専決処分にて飲食店等に一律20万円っていうような事業継続支援金をさせていただいております。

こちらが6月30日が応募締め切りでございまして、そのあと支払いといろいろな事務費等の精算ができて、予算残が3,000万円というふうに確定をさせていただきましたので、こちらの方の減額となります。事業継続支援金の実績になりますが、先程言いました飲食店に一律20万円の方は150件の給付になっております。あと第2弾といたしまして、20%から50%の減額があった所に対する支援につきましては、まだ10月末までが申込期限となっておりますが、現在のところ87件のお申し込みをいただいております。こちらについては商工会等での調べでございまして、国の持続化給付金の方を使われてる方が多いということで、87件の申請に今のところ留まっているというところになっております。キャッシュレスの利用側における不平等ということで、組み替えでというような御提案でございまして、今回、商品券を発行させていただきました、再販までさせていただきます。再販につきましては10月23日現在で申し込みが3,340件ということで、かなり好評であります。こちらの方をもう一度つてというような御提案でございまして、今回につきましては商品券とはターゲットを別にしたところで、町内の消費喚起というのを行いたいというような思いがございまして、キャッシュレスの方で事業を進めさせていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

よく理解はするわけなんですけど、先程から言いますように現在2次に入ってるわけですけども、その後の支援をより高めていくという趣旨からは十分理解をいたすわけですけども。先程からの質疑の中でもありましたように、ポイント還元の中身ですらよく理解ができないような状況で、こういうコロナ禍の中で説明をするなんて逆行しとるんじゃないかという感じもするわけなんです。したがって、定着しておるものをより強化をしていくと目的はそう変わらないんじゃないかと。同じではないのかなという感じをするわけで、こういう新しい取組は、それはもう非常に評価をしても良いんじゃないかというふうに思うんですけども、中身の具体の面に入りますとやっぱり庁内、町長を中心にみんなが共有できるような情報交換をしながら議会には提案されているものだというふうに私は理解すべきだと思いますけども、そうなのかなという若干疑問な点もございまして。したがって、町長も十分理解をしてこういう提案をされとるんじゃないかと思いますが、先程からの質問の中でもありましたように、そういうことをそうこう考えますと、ああ違うのかなという感じを町長もされとるんじゃないのかなという感じもするわけなんですけど、最後に町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員がおっしゃることもごもっともだと思います。ただ今回コロナという形で、短い

期間の中で早急に効果を上げていかなくちやいけないというふうな状況だと思うんですね。今、世の中はどうなってるかという、コロナによりましてテレワークが流行ってる、あるいは「リブラ」と言われる仮想通貨が流行ったりとかですね、いろんな形で世の中が変わってきております。したがって、遡及効果としてはいろいろあります。1弾目商品券、2弾目商品券という形である程度カバーできますけども、どうしてもカバーできないところがあります。そのカバーできないところを何とかこのキャッシュレスで塞いでいかなくちやいけないんじゃないかなというふうに思っておりますし、今日、皆さん方もいろんな質問をしていただいて、随分御理解も深まったんじゃないかと思うんです。やはり見当たらない言葉に対して我々は少し構える状況でございますけども、やはり一歩進んで、我々もその中に入って学んでいくということも大切なことではないかと思うんです。私も随分学びました。やはりできないことはないんですよ。そういったものをいかに岩永議員がおっしゃるように、ほかの人たちに分かってもらえるか。その努力は今から我々にとっては必要だと思います。それは努力は十分していこうと思っております。したがって来々年2月までの短い期間ですので、その中で何とか新しい実験もしながら、長与町が非常に景気が回っていくというような状況に是非やっていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

松林議員。

○2番（松林敏議員）

ほかの議員から散々質問が出てたんですけども、商工費のキャッシュレスポイント還元事業委託料なんですけども、長与町の4万人ぐらいの人口の中で8,000万円という金額がちょっと大きいんじゃないかと。この数字の根拠を教えてくださいというのと、あと次のページの長与町事業持続支援金がマイナス3,000万円の減額。当初300件ぐらいあるということで6,000万円という予算だったと思うんですけども、その半分しか実際は持続化支援金を受け取ってないということになると思うんですけども、300件というのが間違っていて、例えば170～180件しかなかったというものなのか、本当は300件あるけど半分ぐらいしか持続支援金をもらってないということなのか。その辺はどのように捉えているのか教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

まずキャッシュレスの8,000万円につきましては、先程申し上げましたとおり2億5,000万円の経済効果を目標としておりまして、その点で試算を、先行でされてる自治体がございますので、そちらの方からいろいろと情報の方をもらいまして、算定をさせていただいた結果となっております。あと3,000万円の減額でございますが、

専決処分にて予算をいただくときに「保健所の方から一応長与町内で食品衛生法第52条の許可を何件ぐらい出てますか」ということを、予算をお願いするために件数の確認をいたしましたところ、300件程度だということで予算要求させていただいておりましたが、予算をいただいたあと正式に保健所へ名簿を依頼させていただいたところ、長与町の方は中小企業とか個店、小さなお店を対象とさせていただいておりましたが、大型店が入っていたということと、あと自動販売機等につきましても食品衛生法52条の許可が必要な場所があるということで、それが出ておりました。あとフランチャイズの方はOKではあったんですけども、チェーン店の方は第1弾につきましては除外ということでさせていただいておまして、もちろん御辞退をされた業者もおられます。そちらの方も含めましてちょうど300件ということになりまして、残りの3,000万円の減額をさせていただいてるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第82号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第82号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

議案第82号令和2年度長与町一般会計補正予算（第5号）について反対の立場から討論いたします。内容については、まだまだ不明瞭なところがたくさんあります。特にキャッシュレスポイント還元事業は、先程からありますように不公平感が拭えません。また、一部の事業者の利益になるようなことも考えられる事業であります。先程ありましたように、やはり商品券などを活用して、住民の多くの皆さんが利用できる環境を整えることが一番ではないかというふうに思います。そのほかフードバンク事業やインフルエンザの予防接種委託料など、住民の皆さんの健康や生活を維持する努力をされてるところには評価したいと思いますが、今の段階では、このキャッシュレスポイント還元事業委託料については賛成できないことから反対討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第82号令和2年度長与町一般会計補正予算（第5号）に反対の立場から討論いたします。今回の補正額1億99万2,000円のうち災害復旧工事や町営住宅工事費、乳幼児のインフルエンザ予防接種の町負担については必要な事業だと認められ、これらについては速やかな執行を求めたいところではあります。しかしながら、その他の事業の中には地方自治法第2条第14項に定められた「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という地方公共団体の責務に反すると思われるものがあります。商工費、キャッシュレスポイント還元事業委託料8,000万円という大型事業でありながら、現在様々にあるキャッシュレス決済の方法及び事業者の中から特定の事業者と提携することになり、実質的に町がその特定の事業者の決済方法の導入と加入及び利用の促進を行うに等しく、公平性を欠くものである上に、導入しない町内事業者には何の恩恵もありません。また利用する消費者を町内在住に限定しないために、ポイントは町民に還元されるとも限りません。将来的にはキャッシュレス決済は一般的になっていくと思われませんが、まだ現在では高齢者の多くはスマホ決済等を利用しておらず、新しい生活様式の推進と言えはいいですが、ICT化について行けてない人々を置いていく施策であると思います。また児童福祉費、絵本の印刷製本費約500万円については乳幼児向けの感染症予防絵本を町独自で作製、配布ということですが、既に半年以上連日コロナ予防が報道され、また広報でも呼びかけられ、外を歩いてもほとんど人がマスクをしているほど予防が徹底されている中、今敢えて町独自のものを医師でもなく、絵本の専門家でもない所管課が、時間と費用を掛けて内容から作るというのは、町民が行政に望む事業とは思えません。今回の補正予算中には社会福祉協議会のフードバンク活動支援補助として300万円が計上されていますが、コロナの影響で生活が困窮し、社協の緊急特例貸付を利用した方などへの食糧の支援、この命を支える食料支援に300万円。これに対し絵本の作製に500万円という予算配分は極めて理解に苦しみます。もちろんそれぞれの所管課はそれぞれの役割があり、事業費等で比較するのは妥当ではないかもしれませんが、こども政策課で言えば、例えばですが生活保護や児童扶養手当を受けている育児家庭などに500万円あれば、5万円を100世帯、1万円を500世帯に配れます。昨年度の決算において児童福祉総務費における時間外勤務手当が420万円もあり、町全体の経常収支比率も一昨年度をさらに上回り過去5年で最高の95.1%にも上っている中、職員が時間を割いて慣れない絵本作りを行うのは、不要不急の業務時間の増加であり、かつ、まだ印刷業者は決まってないということでありましたが、家族の物語というのを想定しているということは、ミックンファミリーのキャラクターの権利関係から入札ではなく、恐らく特命随契になる可能性が高いという面など、町民が納得する税金の使途とは考えられません。フードバンク事業補助金についても事業内容とその補助自体には異論はありませんが、

ほか自治体などで談合など行政の汚職が続く中、事業主体にお金だけ渡してそれが正当、公正に使用されたか、担保が取られてないという点においては、公金の使用のあり方として、再度見直しが必要ではないかとも考えます。新型コロナ対応臨時交付金の第3次も見込んでいるとはいえ、そもそも国からの交付金も本町町民を含む全国民の税金であり、貰えるからといって実効性や必要性、透明性の低い事業をやってしまおうという姿勢は認められません。以上の点から本議案には反対いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありますか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私は賛成の立場から討論をさせていただきます。縷々質疑の中でも厳しいことを申し上げましたが、フードバンク支援補助金、あるいは幼児の予防接種委託料、町営住宅の補修、災害関連等。緊急性を要する町民生活に直結した提案で妥当な予算だと思います。特に予防接種事業、同僚議員の質問の中でもありましたが、これは早く周知を行い、このコロナの状況の中、インフルエンザに関しても万全の対策を取っていただきたいという思いであります。ただ、やはり7款1項のキャッシュレスポイント還元事業委託については大いに疑問が残っております。このコロナの世の中で町内経済の活性化、切れ目のない支援や接触を少なくする工夫っていうのは大いに賛成であります。キャッシュレスの導入自体は私は否定するものではありませんし、庁舎内でも早く導入をしていただきたい。ただ同僚議員からもありました最小の経費で最大の効果。地方自治体が目指す姿。あるいは公平性に関しては大いに疑問が残るところです。同僚議員からの提案もありましたが、やはり商品券で良いじゃないのか。今までのやり方をここで敢えて一業者に選定して変える必要があるのか。あるいは公金を活用して町が一事業者のアプリ導入に加担する必要があるのか。私は疑問に残ります。内村議員から提案がありました東彼杵のやり方。私も勉強しましたけれども、ああいうやり方でも良かったんじゃないでしょうか。あのアプリを導入すれば今後活用することも可能なんですよ。ですので7款1項のキャッシュレスポイントにつきましては、今後このままいけば契約議案としてもう一度議会に上げられると思っております。ですので、その前にある程度議会の方にもうちょっと詳しい説明をいただきたい。業者が決まらなければ資料も出ない、説明もできないっていうのであれば、業者が決まった段階でもう一度私達はこの件に関しては判断する機会がありますので、これは後程議長にも申し入れたいと思うんですけども、全員協議会なり何なりを開いていただいて、説明をしっかりといただきたい。議員全員が今の質疑の中でもいろんな行き違いがあつたと思いますので、納得する形でこの7款1項については執行していただきたいと思っております。以上、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第82号令和2年度長与町一般会計補正予算（第5号）を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和2年第2回長与町議会臨時議会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

（閉会 12時14分）